

「⑦地方自治法の改正を踏まえた議会手続きのオンライン化」等に
伴う「会議規則」「委員会条例」「傍聴規則」の改正案
会派意見

会派名	内容
自民党	委員長試案のとおりで異存はない。
維新の会	これまでの協議を踏まえ、全国議長会が定める「標準都道府県議会会議規則」等の文言を参考に作成されており、改正案について異存はない。
公明党	改正案に賛同する。
ひょうご 県民連合	改正案のとおり賛同する。
共産党	委員長試案に賛同する。

議員提出第 号議案

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和6年 月 日提出

議会運営委員会

委員長 藤 本 百 男

兵庫県議会告示第 号

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則

兵庫県議会会議規則（昭和36年兵庫県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員10人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

第11条中「文書」の右に「若しくは電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法」を加える。

第15条第1項中「連署」を「署名又は記名」に改める。

第17条中「連署」を「署名又は記名」に改める。

第32条に次の1項を加える。

- 4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知は、文書又は電子情報処理組織を使用する方法で行う。

第65条中「場所」の右に「（法第109条第9項の規定による条例の規定により全ての委員が委員会に出席するものとみなされる場合はその旨）」を加える。

第89条第1項中「文書」の右に「又は電子情報処理組織を使用する方法」を加え、「または記名押印」を「又は記名」に改め、同条第2項中「押印」を削除する。

第89条の2第2項中「文書」の右に「又は電子情報処理組織を使用する方法」を加える。

第90条第3項中「連署」を「署名又は記名」に改める。

第97条中「文書で」を「文書又は電子情報処理組織を使用する方法により、」に改める。

第101条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第102条第2項中「文書」を「文書等」に改める。

第109条中「議員に」の右に「文書又は電子情報処理組織を使用する方法で」を加える。

第111条中「外とう、つえ」を「コート」に、「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第117条中「をもって」を「又は電子情報処理組織を使用する方法により、」に改め、「連署」を「署名又は記名」に改める。

第127条中「印刷し、」を削る。

第133条中「連署」を「署名又は記名」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法及び全国都道府県議会議長会が定める標準会議規則の一部改正に伴い、兵庫県議会（以下「議会」という。）に係る手続についてオンラインによる方法を可能とするほか、柔軟な議事運営等を図るため、議会の手続に係る規定等について所要の整備を行う。

議員提出第 号議案

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年 月 日提出

議会運営委員会

委員長 藤 本 百 男

兵庫県条例第 号

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例

兵庫県議会委員会条例（昭和38年兵庫県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「場所」の右に「（次条第3項の規定により全ての委員が委員会に出席しているものとみなされる場合はその旨。第19条第2項において同じ。）」を加える。

第10条の2第1項中「発生等の」を「発生、育児、介護その他のやむを得ない」に改め、「及び第16条」を削る。

第15条を次のように改める。

（委員会の公開の原則）

第15条 委員会は、これを公開する。ただし、その議決により秘密会とすることができる。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第18条に次の2項を加える。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。
- 5 委員会の傍聴に関し、必要な事項は議長が定める。

第20条中「文書で」を「文書又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法（第24条において「電子情報処理組織を使用する方法」をいう。）により」に改める。

第24条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法及び全国都道府県議会議長会が定める標準委員会条例の一部改正に伴い、委員会に公開原則を導入するとともに、オンライン委員会出席事由（育児、介護等）の拡充、各種手続に係るオンラインによる方法を可能とするなど、柔軟な委員会運営等を図るため、所要の整備を行う。

「オンラインの方法を利用した委員会の開催に関する確認事項」の見直しについて

1 趣 旨

オンラインの方法による委員会への参加事由について、現行の「重大な感染症のまん延防止、大規模災害その他の緊急事態の発生」に「育児、介護その他やむを得ない場合」を追加する委員会条例の改正を受け、委員会運営に係る確認事項の見直しを行う。

2 見直し内容

(1) 現行の「1 オンライン委員会の開催事由等の決定」については、重大な感染症や大規模災害時の対応のみを想定した規定であることから削除する。

なお、危機発生時におけるオンライン委員会の開催等の決定については、各会派代表者会議で協議する取り扱いを変更するものではない。

(2) オンライン委員会の開催にあたっての委員及び委員長の留意事項を追記する。

① 委員は、委員会の招集場所に参集することが原則であることを十分留意して、オンライン参加を申し出るものとする。

② 委員長は、オンライン委員会の開催の決定にあたって、当該委員から参集が困難である事由について十分に確認を行った上で判断するものとする。

(3) 「育児、介護」について、オンライン参加を許可する事由を新たに例示する。

オンライン参加を許可する事由の例	
育 児	乳幼児を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含めると参集が困難な場合
介 護	介護が必要な家族を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含めると参集が困難な場合

〔 家族の範囲 育児：小学校就学前の子（乳幼児）
介護：配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹 ※「育児・介護休業法」準拠 〕

参考《「全国議長会・都道府県議会デジタル化専門委員会」の見解》

育児、介護を行う議員のオンラインでの委員会参加は、基本的には委員会審査中に育児や介護に従事しなければならないかが判断基準（乳幼児や介護が必要な者を第三者に預け委員会審査には参加できるが、その預け先までの送迎時間を含めると委員会室まで行けない時はオンラインで出席。委員会中も育児、介護に従事する必要がある場合は委員会を欠席）

なお、「その他やむを得ない場合」については具体的に例示しないが、「議員本人がけが等で療養中だが、体調や通信環境に支障が無い場合」などが想定される。

(4) オンライン参加を不許可とする例として、「委員会審査に専念できないと判断される委員」を追加するとともに、その他の例示を整理する。

(5) 傍聴については、令和6年度からの全常任委員会のインターネット中継実施を踏まえ、オンラインの方法を利用した傍聴の規定を削除する。

3 運用開始

令和6年4月1日

オンラインの方法を利用した委員会の開催に関する確認事項（見直し案）

（令和3年3月4日議会運営委員会確認）

[沿革] 令和3年9月14日改正

兵庫県議会委員会条例（以下「条例」という。）第10条の2の規定によるオンラインの方法を利用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の運営に関して、必要な事項を下記のとおり定める。

記

1 オンライン委員会の開催

(1) 条例第10条の2第2項の規定により、オンラインの方法により委員会に参加しようとする委員は、原則として、開催日の前日の正午までに、オンライン参加申出書を委員長に提出（メール可）しなければならない。

なお、委員は、委員会の招集場所に参集することが原則であることを十分留意してオンライン参加を申し出るものとする。

(2) 委員長は、条例第10条の2第1項に該当すると認めるときは、オンライン委員会の開催を決定する。

なお、委員長は、決定にあたって、当該委員から参集が困難である事由について十分に確認を行った上で判断するものとする。

(3) 委員長は、前項の決定をしたときは、所属委員に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

2 オンライン参加の申出に対する委員長の許可

委員長は、委員からのオンライン参加の申出に対して、次に掲げる例を基本に、許可または不許可を決定する。

(1) オンライン参加を許可する例

ア 重大な感染症のまん延防止の場合

- ① 重大な感染症の陽性が判明した委員（無症状と判断される場合に限る）
- ② 濃厚接触者として特定又は判断され、健康観察期間にある委員
- ③ 感染者又は濃厚接触者に該当する恐れがあり出席の自粛を求められている委員（同居人が第三者の濃厚接触者に該当する場合等）
- ④ 高齢や基礎疾患を持つ等の理由により、感染リスクを避ける必要があるためとして、オンライン参加を希望する委員

イ 大規模災害その他の緊急事態の発生等の場合

- ① 交通手段の途絶により、県議会への参集が困難な委員

ウ 育児の場合

- ① 乳幼児を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含めると参集が困難な委員

エ 介護の場合

- ① 介護が必要な家族を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含めると参集が困難な委員

(2) オンライン参加を不許可とする例

ア 重大な感染症のまん延防止の場合

① 重大な感染症の陽性が確認された入院又は宿泊療養中の委員

② 感染リスクを避けるためのみを理由として、オンライン参加を希望する委員

イ 疾病、出産、育児等、本会議の欠席事由に該当する委員

ウ 委員会審査に専念できないと判断される委員

3 オンラインの方法により委員会に参加する委員の対応

オンラインの方法により委員会に参加する委員（以下「オンライン委員」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(2) 委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信状況を確認すること。

(3) オンライン委員会に参加するために必要な通信環境の整備及び整備や通信に要する経費は、オンライン委員が対応すること。

4 オンライン委員会の運営

(1) 表決

表決は、慣例により挙手（予算・決算特別委員会は起立。以下同じ。）を原則とし、オンライン委員は、委員会室の委員と同時に挙手を行う。委員長は、委員会室の委員の挙手の状況を確認した後、オンライン委員の挙手の状況を 1 人ずつ映像と音声により確認した後、可否の結果を宣告する。

(2) 互選

互選は、慣例により指名推選によることとし、投票によることはできない。

(3) 委員外議員の発言申し出

オンラインの方法により委員会に参加し、発言しようとする委員外議員は、原則として、開催日の前日の正午までに、その旨及び理由を記載した委員外議員発言申出書を委員長あて提出（メール可）し、当日、委員会の許可を得なければならない

(4) 秩序保持に関する措置

委員長は、オンライン委員に対し、条例第 18 条第 2 項の規定に基づく対応を行うときは、当該委員との映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

(5) 通信障害時の対応

通信環境の悪化により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができない場合、オンライン委員はその間は出席していないものとして扱う。

5 議員以外の取扱い

(1) 当局説明員は、当面の間、オンラインの方法は利用しない。ただし、状況に応じて、代理出席など柔軟な対応を認めることとする。

(2) 公述人及び参考人は、オンラインの方法を利用する場合は、委員会において決定する。

6 その他

- (1) オンライン委員会の運営状況を踏まえ、必要に応じて、この確認事項の見直し及び機器の整備等を行う。
- (2) この確認事項に定めるもののほか、オンライン委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

年 月 日

委員会
委員長 様

委員 氏 名

オンライン参加申出書

兵庫県議会委員会条例第10条の2第2項の規定により、オンラインの方法により委員会に参加したいから、許可されるよう申し出ます。

- 1 開催日 年 月 日
- 2 理 由
- 3 メールアドレス
(オンライン委員会に必要な情報の送付先)

オンラインの方法を利用した委員会の開催に関する確認事項（見直し案）

（令和3年3月4日議会運営委員会確認）

[沿革] 令和3年9月14日改正

兵庫県議会委員会条例（以下「条例」という。）第10条の2の規定によるオンラインの方法を利用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の運営に関して、必要な事項を下記のとおり定める。

記

~~1~~ オンライン委員会の開催事由等の決定

- ~~(1) オンライン委員会の開催に当たっては、各会派代表者会議又はこれに代わる会議において、次に掲げる事項を決定する。~~
- ~~ア 重大な感染症のまん延防止、大規模災害その他の緊急事態の発生等の事由~~
 - ~~イ 対象とする委員会~~
 - ~~ウ 対象とする期間~~
- ~~(2) 前項の各会派代表者会議等による決定が困難な場合は、議長と各会派代表者の協議により、決定する。~~

~~2-1~~ オンライン委員会の開催

- ~~(3)(1)~~ 条例第10条の2第2項の規定により、オンラインの方法により委員会に参加しようとする委員は、原則として、開催日の前日の正午までに、オンライン参加申出書を委員長に提出（メール可）しなければならない。
- なお、委員は、委員会の招集場所に参集することが原則であることを十分留意してオンライン参加を申し出るものとする。
- ~~(1)(2)~~ 委員長は、条例第10条の2第1項に該当すると認めるときは、オンライン委員会の開催を決定する。
- なお、委員長は、決定にあたって、当該委員から参集が困難である事由について十分に確認を行った上で判断するものとする。
- ~~(2)(3)~~ 委員長は、前項の決定をしたときは、所属委員に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

~~3-2~~ オンライン参加の申出に対する委員長の許可

委員長は、委員からのオンライン参加の申出に対して、次に掲げる例を基本に、許可または不許可を決定する。

- ~~(1) 重大な感染症のまん延防止の場合（新型コロナウイルス感染症を例に）~~

オンライン参加を許可（例）	オンライン参加を不許可（例）
--------------------------	---------------------------

<p>① 新型コロナウイルス陽性が判明した委員（保健所又は医療機関が無症状と判断した場合に限る）</p> <p>② 濃厚接触者として特定され、健康観察期間にある委員及び県作成のフローチャートにより自ら濃厚接触者と判断し、健康観察を行っている委員</p> <p>③ 感染者又は濃厚接触者に該当する恐れがあり出席の自粛を求められている委員（同居人が第三者の濃厚接触者に該当する場合等）</p> <p>④ 高齢や基礎疾患を持つ等の理由により、感染リスクを避ける必要があるためとして、オンライン参加を希望する委員</p>	<p>⑤ 陽性が確認された入院又は宿泊療養中の委員</p> <p>⑥ 感染リスクを避けるためのみを理由として、オンライン参加を希望する委員</p> <p>⑦ 疾病、出産、育児等、本会議の欠席事由に該当する委員（左記①～③を除く。）</p>
--	--

~~(2) 大規模災害その他の緊急事態の発生等の場合~~

オンライン参加を許可（例）	オンライン参加を不許可（例）
① 交通手段の途絶により、県議会への参集が困難な委員	② 疾病、出産、育児等、本会議の欠席事由に該当する委員

(1) オンライン参加を許可する例

ア 重大な感染症のまん延防止の場合

- ① 重大な感染症の陽性が判明した委員（無症状と判断される場合に限る）
- ② 濃厚接触者として特定又は判断され、健康観察期間にある委員
- ③ 感染者又は濃厚接触者に該当する恐れがあり出席の自粛を求められている委員（同居人が第三者の濃厚接触者に該当する場合等）
- ④ 高齢や基礎疾患を持つ等の理由により、感染リスクを避ける必要があるためとして、オンライン参加を希望する委員

イ 大規模災害その他の緊急事態の発生等の場合

- ① 交通手段の途絶により、県議会への参集が困難な委員

ウ 育児の場合

- ① 乳幼児を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含めると参集が困難な委員

エ 介護の場合

- ① 介護が必要な家族を預け、委員会には参加できるが、預け先までの送迎時間を含めると参集が困難な委員

(2) オンライン参加を不許可とする例

ア 重大な感染症のまん延防止の場合

- ① 重大な感染症の陽性が確認された入院又は宿泊療養中の委員
- ② 感染リスクを避けるためのみを理由として、オンライン参加を希望する委員

イ 疾病、出産、育児等、本会議の欠席事由に該当する委員

ウ 委員会審査に専念できないと判断される委員

4-3 オンラインの方法により委員会に参加する委員の対応

オンラインの方法により委員会に参加する委員（以下「オンライン委員」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。
- (2) 委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信状況を確認すること。
- (3) オンライン委員会に参加するために必要な通信環境の整備及び整備や通信に要する経費は、オンライン委員が対応すること。

5-4 オンライン委員会の運営

(1) 表決

表決は、慣例により挙手（予算・決算特別委員会は起立。以下同じ。）を原則とし、オンライン委員は、委員会室の委員と同時に挙手を行う。委員長は、委員会室の委員の挙手の状況を確認した後、オンライン委員の挙手の状況を 1 人ずつ映像と音声により確認した後、可否の結果を宣告する。

(2) 互選

互選は、慣例により指名推選によることとし、投票によることはできない。

(3) 委員外議員の発言申し出

オンラインの方法により委員会に参加し、発言しようとする委員外議員は、原則として、開催日の前日の正午までに、その旨及び理由を記載した委員外議員発言申出書を委員長あて提出（メール可）し、当日、委員会の許可を得なければならない

(4) 秩序保持に関する措置

委員長は、オンライン委員に対し、条例第 18 条第 2 項の規定に基づく対応を行うときは、当該委員との映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

(5) 通信障害時の対応

通信環境の悪化により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができない場合、オンライン委員はその間は出席していないものとして扱う。

6-5 議員以外の取扱い

- (1) 当局説明員は、当面の間、オンラインの方法は利用しない。ただし、状況に応じて、代理出席など柔軟な対応を認めることとする。
- (2) 公述人及び参考人は、オンラインの方法を利用する場合は、委員会において決定する。

7 傍聴

~~オンラインの方法を利用した傍聴は、当面の間、議員、一般傍聴人及び報道関係者とも行わない。~~

8-6 その他

- (1) オンライン委員会の運営状況を踏まえ、必要に応じて、この確認事項の見直し及び

機器の整備等を行う。

- (2) この確認事項に定めるもののほか、オンライン委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

年 月 日

委員会
委員長 様

委員 氏 名

オンライン参加申出書

兵庫県議会委員会条例第10条の2第2項の規定により、オンラインの方法により委員会に参加したいから、許可されるよう申し出ます。

- 1 開催日 年 月 日
- 2 理 由
- 3 メールアドレス
(オンライン委員会に必要な情報の送付先)

(案)

兵庫県議会 業務継続計画（BCP）

令和 6 年 3 月

兵庫県議会

1 目的

大規模災害や感染症の蔓延など、危機事案発生時においても県議会が機能を十分に果たすため、災害時の議会及び議会事務局の組織体制及び議会・議員の活動指針について示すことを目的とする。

なお、本計画においては、災害等のフェーズに応じた詳細な行動計画ではなく、危機事案発生時の対応に際し、議員や事務局職員の判断に資する基本原則を中心とし、策定後も随時見直しを図ることとする。

2 対象とする危機事案

本計画は、地震・津波、風水害、感染症、その他（重大事故、原子力災害、テロ等）により、県民及び滞在者の生命、身体又は財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合で、議長が議会としての対応が必要と認めた危機事案を対象とする。

具体的には、県に対策本部が設置される場合又は議長が本計画を適用する必要があると認める場合とする。

3 危機事案発生時の議会の役割・機能

県議会の役割・機能	危機事案発生時における役割・機能
1 県民の意思・意見の把握	被災状況の確認、現地の要望の把握 当局との連携（照会・要望、情報収集等） 感染症対策にあつては、感染状況や医療提供体制の確認や要望の把握
2 政策の提案	予算への要望、国・関係行政庁等への要望・要請
3 団体意思の決定（議決機能）	条例・予算等の議案審議
4 施策・事業の点検、監視、評価	対策の効果の点検、監視、評価、さらなる対策の検討
5 議会活動に関する県民への説明	災害等への対策、議会活動の広報 さらなる要望等の把握

危機事案発生時の本会議運営等の基本方針について

- 1 議会の業務継続を図り、本会議に上程されるすべての議案を議了することを最優先課題とする。
 - (1) 本会議、委員会とも定足数（半数以上の出席）を充たす場合は、欠席者多数であっても予定どおり開催する。

なお、開会日に応招議員が半数に満たない場合は流会となり、知事が議会の再招集日程を調整することとなる。
 - (2) 会期中に、多数の議員が欠席し、委員会（議会運営委員会、常任委員会）の定足数を充たさないおそれがある場合は、委員会への議案付託は行わないこととする。

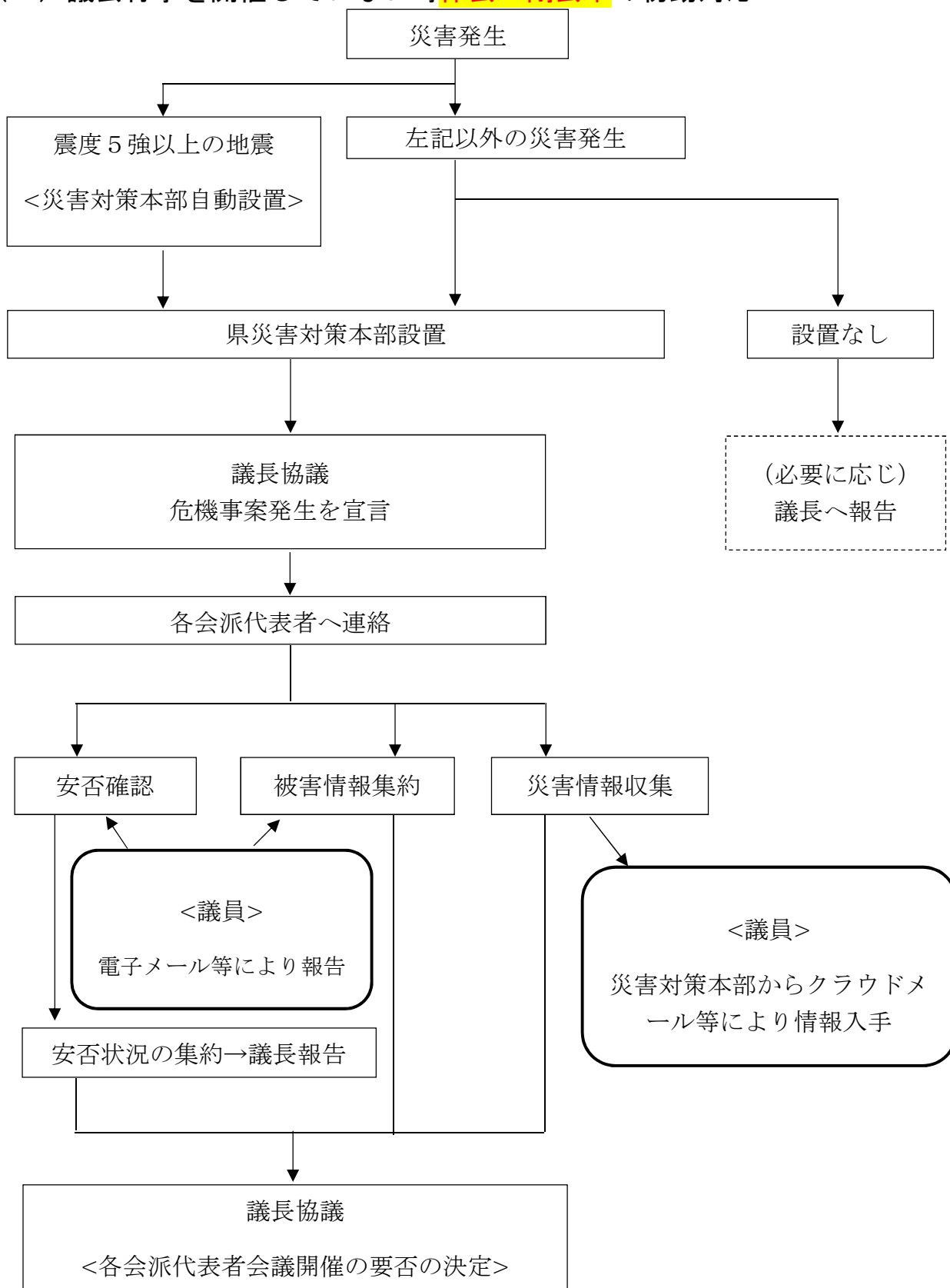
なお、付託後の場合には、本会議で付託の撤回を議決する。
- 2 会期中に会議日程や議事の変更が必要となった場合、議会運営委員会で協議、決定する。

なお、議会運営委員会が定足数を欠く場合、持ち回り審議（事実上の会議として電話連絡等による協議）とする。
- 3 閉会日までに会議日程が終えられない、またはそのおそれがある場合には、会期延長について、議会運営委員会で協議の上、本会議に諮って決定する。
- 4 閉会日に定足数を欠き、開議できない場合は流会となる。

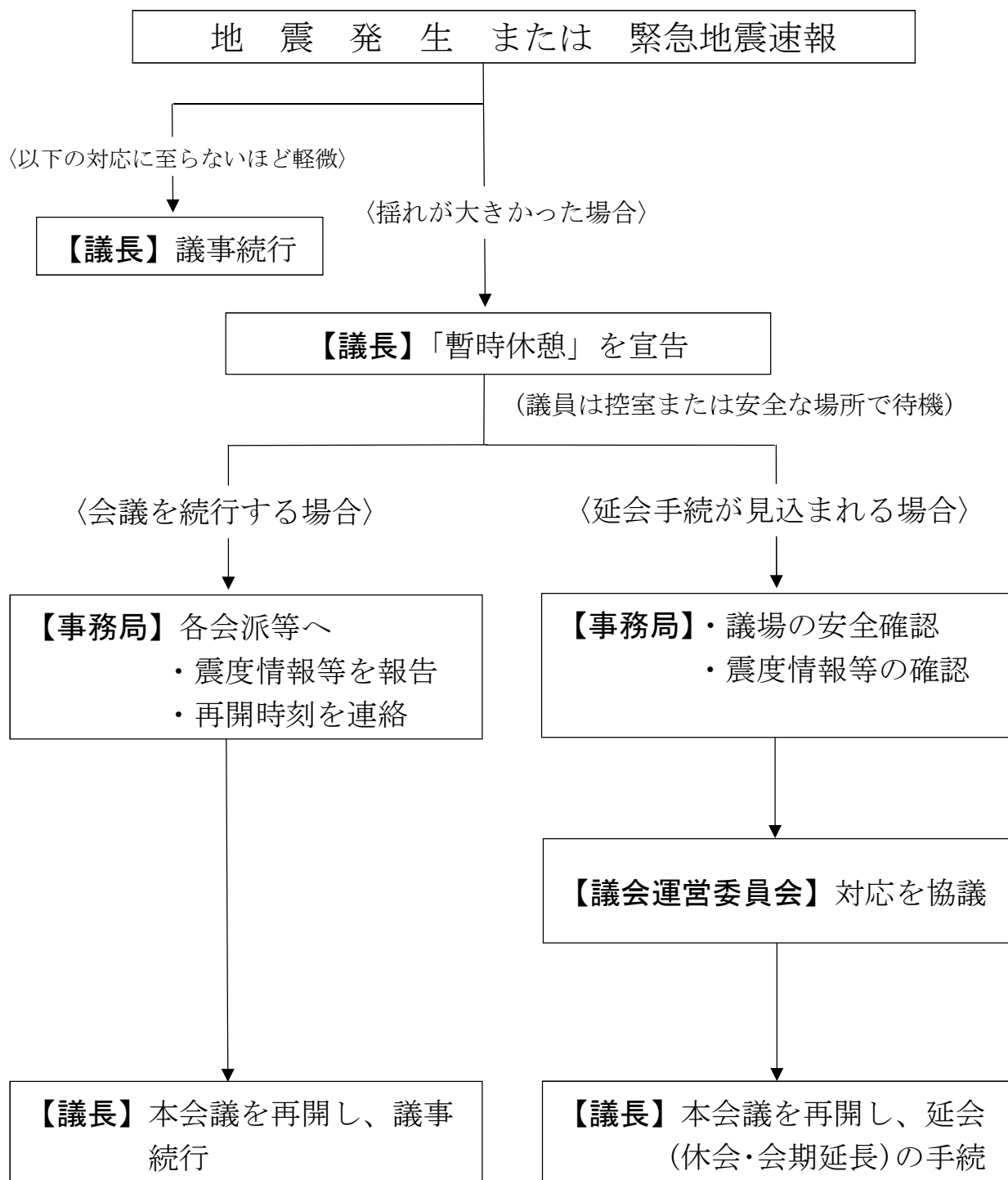
その場合、閉会日における議決未了案件の対応については、当局と調整の上、議会運営委員会等において対応を協議する。

4 議会の対応

(1) ~~議会行事を開催していない時~~休会・閉会中の初動対応



(2) ~~本会議開催中~~ **本会議・委員会開催中**の災害等対応 (例：地震発生時)



※ 委員会開催中は、議長を委員長に読み替えるなどにより対応

(3) 情報等の一元化

議長は危機発生事案に関する情報を収集、一元化し、電子メール等により必要に応じて議員へ提供する。

議員が危機発生事案に関して、当局に対する照会、情報提供、要望等を行う場合には、原則として議長が集約し、一元的に行うものとする。なお、議長はその状況等について、必要に応じて議員へ提供するものとする。

緊急性が高い事案について、会派や議員による情報提供、要望等を妨げるものではないが、その内容、対応については議長へ事後に報告するものとする。

(4) 各会派代表者会議の開催

議長は、被害状況等諸事情を勘案し、今後の対応を協議する必要があると認めるときは、各会派代表者会議を開催する。

各会派代表者会議では、次の事項を協議又は意見調整する。

- ・被害状況等の把握・分析
- ・議会運営委員会、正副常任委員長会議、関係常任委員会の開催
- ・特別委員会の設置
- ・臨時議会の開催
- ・議員の安否、居所、被害状況等の把握 等

緊急時に招集する各会派代表者会議については、迅速な情報共有の必要性に鑑み、少数会派や無所属議員の出席に配慮することとする。

各会派代表者会議で議会運営委員会又は関係常任委員会の開催が決定された場合には、議長は該当の委員会委員長に委員会の招集を要請する。

(5) BCPの随時見直し 及び 訓練の実施

議長は、BCPを真に実用的なものとするため、随時、必要に応じて協議を行い、柔軟に改定を行うこととする。

また、避難訓練や安否確認訓練などを定期的の実施し、課題の把握を行い、その改善に努めることとする。

5 議員の基本的行動（活動指針）

区 分	本会議・委員会開催中	休会・閉会中
平常時	自身の安全確保と行動の円滑化につなげるため、平時から災害等に備える <ul style="list-style-type: none"> ・非常食や燃料等の備蓄 ・交通手段や連絡手段の確保 	
危機事案発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全確保 ・安全な場所（屋外：県民オアシス、公館東側オープンスペース等）で待機 ・議長又は委員長の指示により会議再開、閉会等の手続 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全確保 ・緊急的な人命救助 <p>[議長が全議員に危機発生事案を連絡]</p> <p>連絡手段は、議員公用クラウドメールを原則とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会事務局へ安否連絡 * 人的被害（ケガ等）の有無 * 家屋等の損壊の有無 * 登庁の可否 * その他 <p>[連絡方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> * 県議会連絡サイト * 電話、FAX、電子メール
	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難な登庁議員は、事務局が宿泊施設を確保できた場合は同施設で、確保できない場合は3号館議員控室等で宿泊 	
議会としての対応決定まで	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の被災状況等の情報や住民の要望の収集に努める。特に、被災の程度が地域によって異なる場合、県議会からの連絡を待つことなく、地元の県民局、県民センター、自治体との連携に努め、情報や要望の収集に努める ・把握した情報については、議長への報告に努める ・地域の一員として、可能な範囲で被災者支援活動にあたる 	
議会としての対応決定後	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査や本会議、委員会、協議等の場において議案審議等の議会活動に従事する <p>災害等の影響により、本会議に出席できない場合はインターネット中継の視聴等により情報把握に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会活動を優先しつつ、引き続き地域において被災者支援活動に努める 	

6 感染症対策

(経緯及び基本原則)

新型コロナウイルス感染症への対策については3年間を超える長期にわたり県民の健康や社会生活に多大な影響を及ぼし、今なお感染が終息したとはいえない状況にある。

県当局においては、今回の取組を検証し、その結果を新型インフルエンザ等対策行動計画や感染症予防計画に反映するなど、今後の感染症に備えるとしている。その検証は、保健医療（①基本的な感染対策、②医療提供体制、③検査・療養体制、④保健所体制、⑤ワクチン）、福祉（⑥社会福祉施設等）、経済（⑦事業活動支援、雇用、貸付制度）、生活（⑧県民生活支援等）、社会活動（⑨社会活動制限、⑩県立施設等）、教育（⑪学校等）等の多くの分野についてなされているところである。

県議会においては、感染症に罹患した患者が国内、県内で確認され、繰り返し感染拡大の波が到来する各時期において、代表者会議メンバーで構成される「新型コロナウイルス感染症対策調整会議」において、議会における感染症への対応、当局の対処方針改正に関する情報入手、県民や関係者からの要望を伝える場を設けてきた。

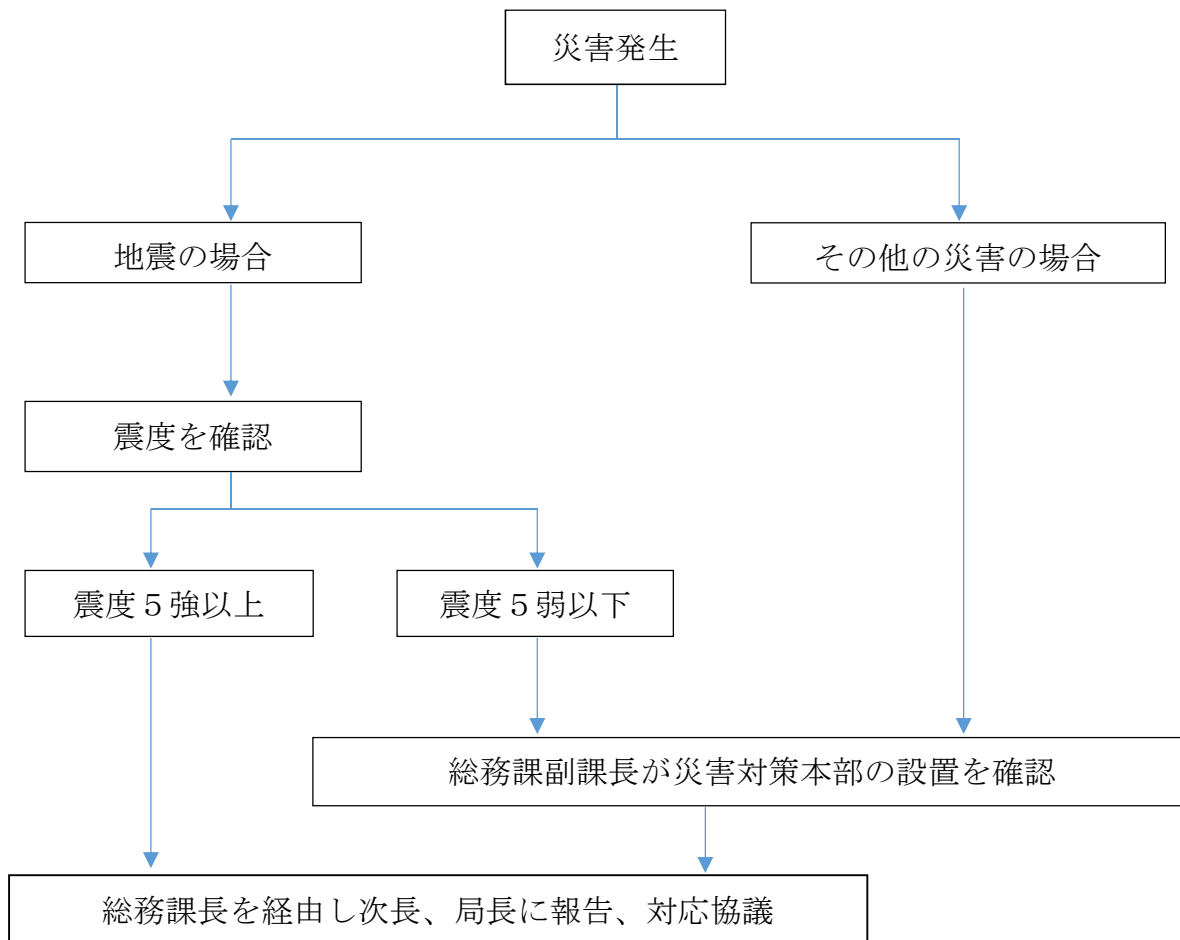
今後、新型コロナウイルス感染症のさらなる局面変化、あるいは新たな感染症対策においても、前述の「3 危機事案発生時の議会の役割・機能」

「団体意思の決定」で示した「危機事案発生時の本会議運営等の基本方針」を適用し、必要な協議・調整の場の設置等により、議会機能の維持を図ることとする。

その際、既に実施している委員会へのオンライン出席を認める地方自治法改正への対応、本会議へのオンライン出席など、今後想定される制度変更について、時機を逸することなく速やかに条例改正を行うなど、危機事案発生時に対応できるよう、事前準備に努めることとする。

7 議会事務局の体制

(1) 事務局初動体制



【震度 6 強以上、県内広範囲に水防指令 3 号発令など】

- ・ 第 3 号配備（全員配備）
- ・ 議長協議（危機事案該当、代表者会議招集）

【震度 5 強又は 6 弱、大津波警報、水防指令 3 号発令で中規模の被害のおそれなど】

- ・ 第 2 号配備（局長、次長、課長、副課長、秘書班長、図書・広報班長）
- ・ 議長協議（危機事案該当、代表者会議招集）

【その他（災対本部未設置）】

- ・ 第 1 号配備（総務課長、総務課副課長、秘書班長のうち 2 名）
- ・ 議長報告（危機事案に該当しない）

(2) 事務局対策部

大規模災害等の発生により、「兵庫県災害対策本部」が設置された場合、必要に応じて、議会事務局内に「兵庫県議会事務局対策部」（以下「対策部」という。）を設置する。

① 設置目的

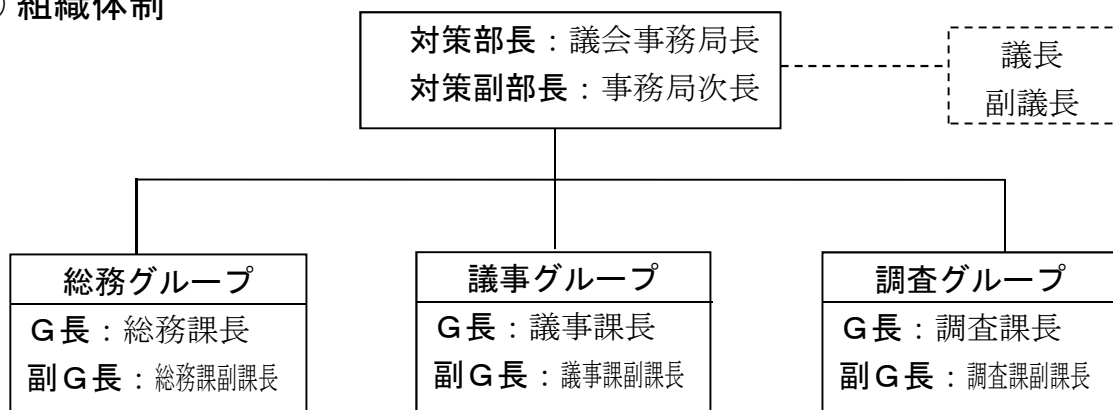
- ア 災害に関する情報の収集及び議員に対する情報提供
- イ 議員及び職員の安否、被害状況等の把握
- ウ 議会の基本的な機能を維持し、議会としての対応を協議
- エ 兵庫県災害対策本部との連携

② 設置基準

「兵庫県災害対策本部」が設置された場合に、被災地域、被害規模等を考慮し、議会事務局としての対応が必要と事務局長が認めた場合に「対策部」を設置する。

併せて、事務局長は、職員の体制（1～3号体制）を決定する。

③ 組織体制



④ 職員出動基準

■ 1号体制：総務課長、総務課副課長、秘書班長のうち2名

[2名] ※総務グループのみで対応

※他の7級以上職員は自宅待機

■ 2号体制：局長、次長（2名）

[1 1名] 総務課：課室長・副課長・秘書班長（4名）

議事課：課長・副課長、調査課：課長・副課長（4名）

※他の6級職員は自宅待機

■ 3号体制：局長、次長（2名）、課室長（4名）、副課長・7級班長

[19名] (4名)、6級班長・主幹(8名)

※他職員は自宅待機

※対策部長(副部長)は、上記出動基準をもとに、災害の規模、被災の地域等を総合的に判断し、必要人員及び出動可能人員を見極め、出動を指示する。

※災害発生から時間が経過した場合は、必要に応じた体制に増員・減員する。

※災害対策本部から本部事務局又は各部の応援依頼がある場合は、自宅待機職員を当てる。

⑤ 各班初動業務

担当グループ	役割
総務グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・正副議長の安否確認、被災状況の把握 ・議員(自由民主党)の安否確認、被災状況の把握※1 ・総務課職員の安否確認、被災状況の把握 ・議員、事務局職員の安否、被災状況を取りまとめ、正副議長へ報告 ・議場、委員会室等議会関係施設の被災状況の把握、機器点検 ・兵庫県災害対策本部との連絡調整、情報収集 ・職員が自宅周辺や出動途上で確認した被災状況等情報のとりまとめ ・帰宅困難議員、事務局職員への対応(議員指定宿泊施設等の確保、控室・執務室等での宿泊対応) ・対策部の運営、各グループとの連絡調整等 <p>[災害に関する必要情報の議員(自由民主党)への提供※2]</p>
議事グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・議員(維新の会)の安否確認、被災状況の把握※1 ・議事課職員の安否確認、被災状況の把握 ・職員が自宅周辺や出動途上で確認した被災状況等情報のとりまとめ ・各党派代表者会議等議会对応の協議 <p>[災害に関する必要情報の議員(維新の会)への提供※2]</p>
調査グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・議員(公明党、ひょうご県民連合、日本共産党、無所属)の安否確認、被災状況の把握※1 ・調査課、図書室職員の安否確認、被災状況の把握 ・職員が自宅周辺や出動途上で確認した被災状況等情報のとりまとめ <p>[災害に関する必要情報の議員(公明党、ひょうご県民連合、日本共産党、無所属)への提供※2]</p>

※1 議員の安否確認等は、原則として危機発生地区の選出議員を対象とする(職員も同様)。

※2 全議員に対して、災害対策本部から記者発表資料がその都度メール又はFAX送信され、議会事務局へ同じ情報が提供される。

⑥ その他（勤務時間外における職員の留意点等）

- ア 危機発生地区に居住または滞在している職員は、自らの被災状況等について、所属長へすみやかに報告（被災していない場合も）するとともに、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡すること。
- イ 居住地の周辺及び議会事務局に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長に連絡すること。

資 料 編

○「兵庫県災害対策本部設置要綱」における議会事務局の役割

県議会事務局及び人事委員会、監査委員及び労働委員会の事務局は、必要に応じて、本部長の指示に基づき、本部事務局又は各部の応援に当たる。

○「兵庫県地域防災計画」 災害対策本部設置基準

- 1 県内で震度5強以上の地震を観測したとき
- 2 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生した場合において、被害の状況等を勘案して、災害応急対策を実施するため特に必要があると認められるとき
- 3 「大津波」の津波警報が発表されたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき
- 4 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき
- 5 風水害等が発生し又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき
- 6 その他、不測の事態等により災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき

○「兵庫県地域防災計画」 職員配備体制

災害対策本部が設置された場合、部局長、課室長は直ちに配備につく。
 その他職員については、下記配備体制。

(地震災害対策)

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号配備	①大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ②県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、 <u>小規模の被害</u> が生じたとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた <u>少数(概ね2割以内)</u> の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	①県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、 <u>中規模の被害</u> が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ②県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(<u>自動配備</u>) ③「大津波」の津波警報が発表されたときなど、県内に <u>大規模な津波の発生</u> が予想されるとき	所属人員のうちあらかじめ定めた <u>概ね5割以内</u> の人員を配備し、災害対策に当たる体制
第3号配備	①県内で地震を観測し又は地震が観測され県内に津波が発生し、 <u>大規模の被害</u> が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ②県内で震度6強以上の地震を観測したとき(<u>自動配備</u>)	原則として所属人員 <u>全員</u> を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制

(風水害等対策)

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号配備	①県内に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表され、又は水防指令第1号若しくは第2号が発令され、 <u>小規模の災害</u> が生じるおそれがあるとき ②風水害等により <u>小規模の災害</u> が生じたとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた <u>少数(概ね2割以内)</u> の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	①県内に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表され、又は水防指令第3号が発令され、 <u>中規模の被害</u> が生じるおそれがあるとき ②風水害等により <u>中規模の被害</u> が生じたとき	所属人員のうちあらかじめ定めた <u>概ね5割以内</u> の人員を配備し、災害対策に当たる体制
第3号配備	①県内に <u>大規模な被害</u> が予想される気象情報が発表され、又は県内の <u>広範囲</u> にわたり水防指令第3号が発令され、 <u>大規模の被害</u> が生じるおそれがあるとき ②風水害等により <u>大規模の被害</u> が生じたとき	原則として所属人員 <u>全員</u> を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制